

市区町村における持続可能なインフラメンテナンスの充実強化に関する決議(案)

我が国では高度経済成長期に道路、河川、港湾、上下水道等のインフラ構造物が集中して整備されたが、近年、その老朽化が加速度的に進んでおり、老朽化に起因する事故等の発生が社会問題化している。

平成 24 年の中央自動車道笹子トンネル事故を教訓に、国では翌年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけられ、それ以降、国や都道府県と連携し、「予防保全型」メンテナンスへの転換に向けたメンテナンスサイクルを回す取組みを進めてきたがいまだ道半ばである。そのような中、昨年1月 28 日に埼玉県八潮市で発生した、下水道管の破損に起因する道路陥没事故では、運転手 1 名がお亡くなりになるとともに、約 120 万人に下水道の使用自粛が求められるなど甚大な影響が生じた。再び大きな事故が発生してしまったことは、対岸の火事とせず深刻に受け止め、ますます危機感を持って取り組んでいかなければならない。

昨年12月には、「信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換(第3次提言)」において、「インフラマネジメントに向けた5つの道すじ」が示され、本年1月よりインフラマネジメント戦略小委員会にてより効率的・効果的な維持管理について議論が開始されているところであるが、より具体的な方策について早期に具現化していくことを強く期待する。

これまで、「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」等を通じ、予防保全型インフラメンテナンスの構築に向けた財政支援が行われるとともに、メンテナンスに高い関心を有する市区町村長で構成する「インフラメンテナンス市区町村長会議」を令和4年4月に設立し、トップダウンによるインフラのマネジメント等を進めてきた。

一方、予防保全への転換を強力に進めていくうえで、地方自治体は、財政面、組織体制面ともに極めて厳しい状況下にあり、インフラを持続的に維持管理するための体制が脆弱になってきている。特に技術系職員数は全国の約1/4の市区町村で皆無、約5割の市区町村では5人以下となっている。また、過酷な環境下で作業しているインフラメンテナンスの担い手の確保も課題である。

そのような状況の中で、自ら技術系職員の確保に努めるとともに、資材価格の高騰等も踏まえ、予算の確保にも努める必要があるが、国等からの一層の支援も必要である。

よって、国は危機管理投資としてのインフラ老朽化対策に特に力を入れるとともに、成長投資としての防災技術の開発・製品化・実装等の取組みを進め、持続可能なインフラマネジメントの充実・強化を図るべきである。

以上を踏まえ、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

- 一 老朽化等による大規模な事故の発生を未然に防止しつつ、大規模災害をもたらす自然現象が発生した場合においてもインフラが機能を発揮できるよう継続的・安定的にメンテナンスを行うため、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等も踏まえ、必要な事業量を確保することが必要との認識のもと、令和9年度については、公共事業予算の総額として、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算の規模を大幅に上回る額を確保すること。特に、中東情勢を踏まえた影響については、早期に対応すること。
- 一 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組みについては、進行するインフラ老朽化への対応をはじめ、計画で掲げている目標を達成するため、「概ね20兆円強程度」の「強」の部分も含め、必要かつ十分な公共事業予算を、通常の公共事業予算とは別枠で確保すること。
- 一 埼玉県八潮市における道路陥没事故等も踏まえ、社会的な影響も考慮して必要な対策が講じられるよう、国は速やかに施策の検討を進め、その周知を図ること。
- 一 市区町村がインフラマネジメントを的確に行えるよう、国は地方の地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進や新技術の導入促進に向け必要な方策を講じるとともに、必要な制度整備やインフラメンテナンスの担い手確保に係る環境整備を行うこと。
- 一 個別施設計画に基づく点検並びに修繕・更新等に係る補助事業や交付金及びこれらに係る交付税措置や、地方単独事業として行われる維持管理に係る地方債等の充実を図るなど、財政支援を強化すること。
- 一 土木学会をはじめ関係する学術団体や民間企業なども含めた産学官の一層の連携協力を推進すること。

- 一 都道府県や市区町村と連携し、特に市区町村の技術職員の確保に取り組むとともに、新技術の活用等を含む技術的支援や研修体制の強化・充実に向け、専門家の派遣や地方整備局等の体制の強化を図ること。

以上決議する。

令和8年5月14日

インフラメンテナンス市区町村長会議